

テーマ	配慮を必要とする子どもへの対応
区市町村	豊島区
児童館名	中高生センター ジャンプ東池袋
活動名	子どもの権利擁護委員出張相談
目的	子どもの権利を守るため、豊島区子どもの権利擁護委員の山下弁護士が、毎月1回ジャンプに来て、子どもたちの相談に応じています。
主な対象	区内在住もしくは区内の中学校や高校に通う中高生
活動の経緯 実践内容	<p>【経緯】 平成18年4月：豊島区子どもの権利に関する条例の制定 平成22年1月：豊島区子どもの権利擁護委員の設置 平成26年4月：中高生の実態を把握し、生の声に耳を傾けるため、豊島区子どもの権利擁護委員による月1回の出張相談をジャンプにて開始</p> <p>「おこづかいを上げてもらうにはどうしたら良いか？」 「弁護士は何故悪い人の味方をするの？」 などの質問から 「親が離婚する。親権について自分の意見を言いたい」 「とんでもないことをしてしまった。自殺したい」 など多岐にわたる質問や相談が寄せられます。</p> <p>【実践内容】 平成30年度相談件数 延べ51件</p> <p>平成31年度相談件数（令和元年度10月末時点） 延べ29件</p> <p><今年度の主な相談内容> 「児童ポルノをダウンロードした。警察に捕まるのか？」 「アイドルのチケットの転売で多額の賠償金を要求された」 「親が不法就労で強制送還されそうだ」 その他、交際相手との性に関する問題や、学校や先生への不平不満等。</p>

<p>活動の経緯 実践内容</p>	<p>緊急を伴う場合、他の利用者に聞かれたくない場合などは、出張相談日以外での相談も実施しています。</p> <p><今年度の事例> 「明日事情聴取がある。不安だ。」 「業者からすぐに払えとお金を要求された。」 など。</p>
<p>効果や課題</p>	<p>【効果】 相談が無い時には、受付前で雑談をしたり、歌を歌ったりして、どう見ても弁護士には見えません。 そんな先生だから、中学生高校生からの相談には、上から目線の助言ではなく、一緒に考え、一緒に解決しようとする姿勢で臨むため、中高生からの信頼が厚く、頼りがいがあります。 身近に法律のプロがいて、自分の味方になってくれる、「困った時の山下先生」 という存在は子どもたちにとって、とても安心できることだと思います。</p> <p>【課題】 中学生高校生本人が相談機関に予約をして、相談に行くことはほとんどありません。 普段対応をしているジャンプの職員が、早く子どもたちの変化に気づき、自分で解決を出来ない問題をどう山下先生に繋ぐかが課題です。 職員の力量も問われる事業です。</p>
<p>活動写真</p>	<div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>みんなの味方 山下弁護士来館</p>  <p>図書コーナーに、山下弁護士とお話するノートがあります！</p> </div> </div>

児童館のプロフィール

<p>児童館名</p>	<p>豊島区立中高生センター ジャンプ東池袋</p>
<p>運営主体</p>	<p>公設公営（豊島区）</p>
<p>所在地・電話番号</p>	<p>豊島区東池袋2 - 38 - 10 電話 03 - 3971 - 4931</p>
<p>開館日・時間・休館日</p>	<p>（開館日）月曜日～金曜日10:00～20:00、土曜日・日曜日10:00～18:00 （休館日）祝日・年末年始（12月29日～1月3日）</p>